



高松市告示第328号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定に基づき公示します。

令和8年5月28日

高松市長 大西秀人

1 要措置区域

高松市一宮町字兵宅531番1の一部の区域

2 指定の年月日

令和8年5月28日

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

四塩化炭素

ジクロロメタン

ベンゼン

六価クロム化合物

4 講ずべき指示措置の内容

規則別表第6の1の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」